



CCSBT-CC/1610/16

CCSBT IUU Vessel List Resolution CCSBT IUU 船舶リスト決議

1.0 Introduction

はじめに

The CCSBT Resolution on Establishing a List of Vessels Presumed to have Carried out Illegal, Unreported and Unregulated Fishing Activities for Southern Bluefin Tuna (SBT)¹ was adopted by CCSBT 20 in 2013².

CCSBT の「みなみまぐろ (SBT) に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議」¹は、2013 年の CCSBT 20 において採択されたものである²。

This Resolution requires that details of any vessels alleged to be carrying out SBT IUU fishing activities during the current and/or previous year should be submitted to the Executive Secretary, along with suitably documented supporting evidence. These vessels are then included on a draft IUU vessel list for the Compliance Committee's (CC's) consideration. 同決議では、当年及び／又は前年に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測されるすべての船舶の詳細及び適切に文書化された補助的な証拠を求めている。これらの船舶は、遵守委員会 (CC) が検討することとなる IUU 船舶リスト案に掲載される。

To date, no Members or Cooperating Non-Members (CNMs) have submitted any vessels for inclusion on the CCSBT Draft IUU vessel list, and neither has the Resolution's cross-listing provision been invoked. Therefore, this paper is limited to:

今日まで、メンバー又は協力的非加盟国 (CNM) から CCSBT IUU 船舶リスト案に掲載すべき船舶に関する情報が提出されたことはなく、また決議の相互掲載規定もまだ始動していない。このため、本文書の内容は以下に限定されている。

- Noting any instances where Members' fishing vessels caught SBT and were not CCSBT-authorized on that date;
SBT を漁獲したメンバーの漁船であって、漁獲の日に CCSBT の許可を有していなかった事例に対する注意喚起
- Noting any recent potential evidence of non-Member fishing activity that the Secretariat may have received from sources other than Members/ CNMs; and
メンバー／CNM 以外の情報源から事務局が受領した最近の非加盟国の漁業活動に関する証拠に対する注意喚起
- Proposing a revision to the CCSBT IUU Vessel List Resolution.
CCSBT IUU 船舶リスト決議の改正提案

¹ Hereafter referred to as the "IUU Vessel List Resolution" 以下「IUU 船舶リスト決議」という。

² And was subsequently revised at CCSBT 21 in 2014 その後、2014 年の CCSBT 21 において改正された。

2.0 Members/CNMs Conducting Fishing Activity Involving SBT while not Authorised メンバー/CNMによる、許可されていない期間における SBT を含む漁業操業

No instances of genuine unauthorised fishing activity by Members/ CNMs were detected during 2015/16. One Australian and one New Zealand fishing vessel caught a very small number of SBT (1 and 3 respectively) while not CCSBT-authorized due to an administrative oversight. The details are provided in paper CCSBT-CC/1610/07.

2015/16年において、メンバー/CNMによる真の意味での無許可操業の事例は確認されていない。オーストラリアで1隻、ニュージーランドで1隻の漁船が非常に少数の SBT（それぞれ1尾及び3尾）を漁獲したが、これは行政上の過失により CCSBT 許可船舶に掲載されていなかったことが原因であった。詳細は文書 CCSBT-CC/1610/07 のとおりである。

3.0 Alleged Evidence of Non-Member SBT IUU Fishing Activity

非加盟国による SBT IUU 漁業操業が疑われる証拠

‘Fu Yuan Yu’ Fleet (flagged to China)

「福遠漁」船団（中国船籍）

In late January 2016, the Secretariat received reports of alleged Non-Member fishing activity by a fleet of Chinese flagged fishing vessels described as the ‘Fu Yuan Yu’ fleet. The information received came directly from the Captain of the ‘M/Y Steve Irwin’ which is operated by ‘Sea Shepherd Global’.

事務局は、2016年1月末に、「福遠漁」船団とされる中国船籍漁船団による非加盟国漁業活動を疑う報告書を受領した。同情報は、「シーシェパード・グローバル」が運用する「スティーブ・アーウィン号」の船長から直接受領したものであった。

This ‘Fu Yuan Yu’ fleet was comprised of the Chinese-flagged fishing vessels ‘Fu Yuan Yu 70’, ‘Fu Yuan Yu 71’, ‘Fu Yuan Yu 72’, ‘Fu Yuan Yu 73’, ‘Fu Yuan Yu 75’ and ‘Fu Yuan Yu 76’³. According to reports from the Captain of the ‘M/Y Steve Irwin’, this fleet was potentially also being serviced by a Chinese-flagged reefer ship ‘Liao Chang Yu Yun 088’. This fleet of vessels was located in the High Seas region of the IOTC⁴ Convention Area (between approximately 38-40°S and 90-91°E), and the CCSBT Secretariat received independent confirmation of some of the fleet’s presence in this location from the Fisheries Monitoring Centre on Reunion Island. These vessels were not authorised to conduct fishing activities involving IOTC species (including SBT) within the IOTC Convention Area.

この「福遠漁」船団は、中国船籍漁船「福遠漁 70」、「福遠漁 71」、「福遠漁 72」、「福遠漁 73」、「福遠漁 75」及び「福遠漁 76」³から構成された船団であった。「スティーブ・アーウィン号」の船長からの報告によれば、同船団は中国船籍運搬船「Liao Chang Yu Yun 088」によるサービスを受けていた可能性もあった。同船団の位置は IOTC⁴ 条約水域の公海（おおよそ南緯 38-40° 及び東経 90-91°）であり、CCSBT 事務局は、レユニオン島漁業監視センターから、同海域に複数の船団が存在しているとの独立的な確認を受けた。これらの漁船は、IOTC 海域において IOTC の対象魚種（SBT を含む）の操業を行う許可を有していなかった。

The IOTC Secretariat wrote to China seeking information about this fleet, and shared part of China’s response with the CCSBT Secretariat. The response stated:

“...after our checking, it is advised that Fu Yuan Yu 070, 071, 072, 073, 075, 076 are flagged to China, they are lighting purse seiners and authorised by Chinese government to

³ Note that the ‘Fu Yuan Yu 76’ is listed in the majority of, but not all of, Sea Shepherd Global’s correspondence concerning the ‘Fu Yuan Yu’ fleet 「福遠漁」船団に関するシーシェパード・グローバルとのやりとりのほとんどに「福遠漁 76」も列記されていたが、そうでない場合もあったことに留意されたい。

⁴ Indian Ocean Tuna Commission インド洋まぐろ類委員会

fish small pelagic species on the high seas of Indian Ocean. Because they are not engaged in fishing for IOTC species, thus we did not register for them in the IOTC Record of Authorised Vessels”.

IOTC 事務局は、中国に対してこれらの船団に関する情報を求める書簡を送付し、CCSBT 事務局に対して中国からの回答の一部を共有した。回答は以下のとおりである。

「確認の結果、福遠漁 070、071、072、073、075 及び 076 は中国船籍の集魚灯まき網漁船であり、中国政府よりインド洋公海において小型浮き魚類を漁獲する許可を受けているものである。同船団は IOTC 対象魚種を狙った操業は行っていないので、同船団について IOTC 許可漁船記録への登録を行っていない。」

However, the Captain of the ‘*M/Y Steve Irwin*’ alleged that the ‘*Fu Yuan Yu*’, fleet was comprised of, “purposefully built driftnet fishing vessels with gear to deploy, set and retrieve large-scale drift nets”, and that the fleet was, “primarily targeting big pelagic species such as sharks and tuna”. In addition, the ‘*M/Y Steve Irwin*’ reported recovering approximately 4km of driftnet that was set by the FV ‘*Fu Yuan Yu 71*’, in which it alleges that 25 dead SBT were caught (as well as other pelagic species). Photographic evidence was provided. This same information was submitted to Interpol which created an associated case file.

しかしながら、「スティーブ・アーウィン号」の船長は、「福遠漁」は「大型流し網を投網し、回収するための流し網漁船として建造」されたものであり、同船団は「一義的に、サメ類やまぐろといった大型浮き魚類を漁獲対象としている」と疑った。さらに「スティーブ・アーウィン号」は、漁船「福遠漁 71」が投網した約 4 km の長さの流し網を回収し、25 尾の死亡 SBT（並びに他の浮き魚類）がかかっていたことを報告した。写真による証拠も提供された。同様の情報は、関連の事件簿を作成しているインターポールにも提出された。

The CCSBT Secretariat provided the information (received from Sea Shepherd Global) to its Members on the dates noted below:

CCSBT 事務局は、メンバーに対し、以下の日付において当該情報（シーシェパード・グローバルから受領したもの）を提供した。

- On 3 February 2016, the Secretariat forwarded the ‘*M/Y Steve Irwin*’s’ Captain’s preliminary report on the ‘*Fu Yuan Yu*’ fleet, which included a breakdown of the species reported to be caught in the driftnet, AIS⁵ tracks and photos;
2016 年 2 月 3 日、事務局は、「福遠漁」船団に関する「スティーブ・アーウィン号」船長からの予備的報告書（流し網にかかっていた魚種の内訳、AIS⁵ 航跡情報及び写真を含む）を転送した。
- On 5 February 2016, the Secretariat forwarded the ‘*M/Y Steve Irwin*’s’ Captain’s follow-up report which included length estimates of driftnet size;
2016 年 2 月 5 日、事務局は、「スティーブ・アーウィン号」船長からのフォローアップ報告書（流し網の推定全長を含む）を転送した。
- On 19 February 2016, the Secretariat distributed Circular #2016/008 advising of Sea Shepherd Global’s request to Chinese authorities to investigate alleged illegal drift-netting by the Chinese ‘*Fu Yuan Yu*’ fleet, and

⁵ AIS means Automatic Identification System and is an automatic tracking system used on ships and by Vessel Traffic Services for identifying and locating vessels by electronically exchanging data with other nearby ships, AIS base stations, and satellites. The International Maritime Organisation’s International Convention for the Safety of Life at Sea requires AIS to be fitted aboard international voyaging ships with gross tonnage (GT) of 300 or more, and all passenger ships regardless of size. AIS とは船舶自動識別装置を指し、船舶に使用される自動航跡記録システムであり、近くを航行する他の船舶、AIS 基地局及び衛星との電子的なデータ交換により船舶及びその位置を特定する船舶航行サービスである。国際海事機関の「海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS 条約）では、総トン数 (GT) 300 トン以上の国際公海を行う船舶、及び大きさに関わらずすべての客船への搭載が義務付けられている。

2016年2月19日、事務局は、中国「福遠漁」船団による違法流し網操業の疑いに対するシーシェパード・グローバルから中国当局への調査要請に関する回章 #2016/008 を発出した。

- On 17 March 2016, the Secretariat distributed Circular #2016/010 advising of Sea Shephard Global's request to China to investigate alleged illegal transshipment activity by the reefer vessel 'Liao Chang Yu Yun 088'.

2016年3月17日、事務局は、運搬船「Liao Chang Yu Yun 088」による違法転載活動の疑いに対するシーシェパード・グローバルから中国当局への調査要請に関する回章 #2016/010 を発出した。

This Circular included a suggestion that the CCSBT Secretariat write to China to request information about annual SBT catch by Chinese flagged vessels, and also to request that China investigate and provide information on any SBT catch retained/discarded by the 'Fu Yuan Yu' fleet, and received by the reefer 'Liao Chang Yu Yun 088' (if any). However, Members did not reach a consensus regarding this suggestion, and therefore the CCSBT Secretariat did not write to China.

同回章では、CCSBT 事務局から中国に対し、中国船籍漁船による毎年の SBT 漁獲量に関する情報を求めるとともに、「福遠漁」船団が保持/投棄した SBT 漁獲量、及び運搬船「Liao Chang Yu Yun 088」が受けとった SBT の量（もしあれば）について調査及び提供するよう要請するための書簡を送ることを提案した。しかしながら、この提案についてはメンバーがコンセンサスに達しなかったため、事務局は中国に対して書簡を送付していない。

4.0 Draft IUU Vessel List

IUU 船舶リスト案

To date no information has been submitted to the Executive Secretary by Members/CNMs pursuant to paragraph 4 of the CCSBT IUU Vessel List Resolution. Therefore, there is no Draft IUU Vessel List that requires CC11's consideration.

現時点において、メンバー/CNM から事務局長に対し、CCSBT IUU 船舶リスト決議パラグラフ 4 に従って提出された情報はない。このため、CC 11 が検討すべき IUU 船舶リスト決議案はない。

5.0 Proposed Revision of the CCSBT IUU Vessel List Resolution

CCSBT IUU 船舶リスト決議の改正提案

The Secretariat proposes a revision be made to the Resolution adding a list of prohibited or non-compliant fishing gears⁶ (pursuant to paragraph 3c) as an additional Annex (II) to the CCSBT IUU Vessel List Resolution. A draft proposed revision of the CCSBT IUU Vessel List Resolution is provided for Members' consideration at **Attachment A**.

事務局は、CCSBT IUU 船舶リスト決議の付属書 II として、禁止された又は非遵守漁具のリスト⁶（パラグラフ 3c を受けたもの）を決議に追加するための改正を提案する。メンバーに検討されたい CCSBT IUU 船舶リスト決議の改正案は別紙 A のとおりである。

⁶ It is proposed that large-scale driftnets are listed as a prohibited or non-compliant fishing gear 禁止された、又は非遵守漁具として、大型流し網を掲載することを提案している。

6.0 Summary

まとめ

The Secretariat invites Members to:

事務局は、メンバーに対して以下を招請する。

- Consider the information presented in this paper with respect to alleged Non-Member fishing activity involving SBT;
SBT を含む非加盟国の漁業活動の疑いに関して本文書に示した情報について検討すること
- Consider whether to accept the proposed revisions to the CCSBT IUU Vessel Resolution provided at **Attachment A**; and
別紙 A に示した CCSBT IUU 船舶リスト決議の改正案を受け入れるかどうかを検討すること
- Consider any recommendations CC11 may wish to make to the EC with respect to the information/ proposed revision presented in this paper.
本文書に示した情報／改正案に関して、CC 11 から EC に対して何らかの勧告を行うかどうかを検討すること

みなみまぐろ（SBT）に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が
推測される船舶のリストの設立に関する決議
(第21回委員会年次会合（2014年10月16日）において改正)

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）に付属する拡大委員会は、

FAO 理事会が 2001 年 6 月 23 日に違法、無報告、無規制漁業の防止、抑止、根絶のための国際行動計画（IPOA-IUU）を採択し、この計画が、違法、無報告、無規制（IUU）活動に関与した船舶の特定について、合意された手続きに従い、及び公正、透明かつ差別的でない方法が適用される必要があると規定していることを想起し、

拡大委員会が、2011 年 10 月の第 8 回年次会合において CCSBT 遵守計画を採択したことを想起し、

みなみまぐろ（SBT）の IUU 漁業活動が、CCSBT の保存管理措置の有効性を低下させている事実を懸念し、

関連する CCSBT の措置の下で旗国又は主体に適用されたその他の措置を侵害することなく、漁船に関する対策を適用することにより IUU 漁業の増加という課題に対処することを決意し、

この課題に対応するため、他の全てのまぐろ類漁業管理機関において行動が開始されていることを考慮し、

IUU 漁業活動を行っている漁船の問題に優先的に取り組む必要があることを認識し、

IUU 漁業を防止し、抑止し、根絶するための努力が、世界貿易機関（WTO）協定において設立された権利義務を含め、全ての関連する国際漁業条約を踏まえ、及びその他関連する国際法に基づき対処されなければならないことに留意し、

条約の目的の実現に悪影響を与え得る、CCSBT に加盟していないあらゆる国又は主体の国民、居住者又は漁船によるみなみまぐろ漁業活動の抑止のため、メンバーが国際法及びそれぞれの国内法に合致する適切な手段をとることについて協力するよう求めている条約第 15 条第 4 項を想起し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条パラグラフ 3(b)に従い、以下のとおり合意する。

SBT IUU 漁業活動の定義及び CCSBT IUU 船舶リスト

1. 拡大委員会は、毎年、年次会合において、条約及び実施されている CCSBT の措置の有効性を弱体化させる方法で SBT の漁業活動を行った船舶を特定することとされている。拡大委員会は、この決議（又はその後の改正）により設定された手続き及び基準に従い、そのような船舶のリスト（CCSBT の IUU 船舶リスト）を作成し、必要に応じて後年これを改正するものとする。
2. 毎年、プロセスの一環として、最初に、メンバー/協力的非加盟国（CNM）から受領した情報に基づき、事務局長により IUU 船舶リスト案が作成されるものとする。その後、遵守委員会（CC）は、当初の IUU 船舶リスト案及び当該リスト案に掲載された船舶に関して提供された全ての情報に基づき、暫定 IUU 船舶リスト案を採択するものとする。また、CC は、現行の CCSBT の IUU 船舶リスト案について検討するとともに、適切な場合には当該リストから船舶を削除するよう勧告できるものとする。最終的に、拡大委員会は、暫定 IUU 船舶リスト及び現行の CCSBT IUU 船舶リストを修正するための CC による全ての勧告の両方を考慮した上で、最終的な CCSBT IUU 船舶リストを採択するものとする。CCSBT IUU 船舶リストの定義は**付属書 I** のとおりである。
3. この決議の目的のため、特にメンバー又は CNM が以下のような船舶にかかる適切に文書化された証拠を提示した場合、当該漁船は SBT の IUU 漁業活動に関与したものと推測される。
 - a. SBT を漁獲したが、メンバー又は CNM により SBT を漁獲することを許可されていない、又は；
 - b. SBT の漁獲又は CCSBT 報告要件に基づく漁獲関連データを記録及び/又は報告していなかった、又は虚偽の報告を行った、又は；
 - c. CCSBT 保存管理措置を弱体化させるような、禁止された又は非遵守漁具（禁止された又は非遵守漁具の種類は付属書 II のとおり）を使用した、又は；
 - d. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている補給船又は給油船への転載又は共同操業に参加した、又は；
 - e. 沿岸国又は主体の管轄水域で許可なく及び/又は SBT 漁業に直接的に関連する法律及び規制の重大な違反を犯し、そうした船舶に対する措置を執るための沿岸国又は主体の主権を侵害するこ

となく SBT を漁獲した、又は；

- f. 転載、補給又は給油、その他全ての CCSBT の保存管理措置に反する SBT 漁業活動に従事した。

いわゆる SBT の IUU 漁業活動に関する情報

4. メンバー及び CNM は、当年及び/又は前年に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測される船舶のリストを、SBT の IUU 漁業活動の推測に関する適切に文書化された補助的な証拠を添付して、毎年、CC の年次会合の少なくとも 14 週間前までに事務局長に通知するものとする。その際、SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式（付属書 II-III）を用いるものとする。
5. 本リスト及び証拠は、特に、メンバー及び CNM により、以下に限らず全ての関連する情報源から収集された情報に基づくものとする。
 - a) 時々採択及び改正された CCSBT の関連決議；
 - b) 船舶検査に関するメンバー及び CNM による報告；
 - c) 実施中の CCSBT 保存管理措置に関するメンバー及び CNM による報告；
 - d) 国連食糧農業機関（FAO）データ、統計及び CDS 文書、及びその他国内又は国際的に検証可能な統計といった関連する貿易統計に基づいて得られた漁獲及び貿易情報；及び
 - e) 寄港国又は主体から及び/又は漁場において得られたその他全ての情報であって適切に文書化された情報。
6. 事務局長に対する SBT の IUU と推測される船舶のリストの通知の前もしくは同時に、メンバー又は CNM は、関連する旗国又は主体に対して、直接あるいは事務局長を通じて通知（付属書 II-III の様式を使用すること）するとともに、関連する適切に文書化された情報の写しを当該旗国又は主体に提供するものとする。

CCSBT の IUU 船舶リスト案

7. 事務局長は、パラグラフ 4 に従って受領した情報及び入手可能なその他全ての適切に文書化された情報に基づき、IUU 船舶リスト案を作成するものとする。このリストは、付属書 III-IV に準拠して作成されるものとする。事務局長は、このリストを、休会期間中の全ての改正を含む現行の IUU 船舶リスト及び提供された全ての補助的な証拠とともに、全てのメンバー及び CNM、またこれらのリストに船舶が含まれている

非協力的非加盟国（NCNM）に対して、少なくとも CC 年次会合の 10 週間前までに通知するものとする。

8. 事務局長は、船舶の所有者に対し、IUU 船舶リスト案への掲載及び拡大委員会により採択された CCSBT の IUU 船舶リストへの掲載の確定から生じる結果について通知するよう、旗国又は主体に要請するものとする。
9. メンバー及び CNM は、IUU 船舶リスト案を受領次第、IUU 船舶リスト案に掲載された船舶について、それらの活動及び船名、船籍及び/又は登録所有者変更の可能性を究明するため、厳密に監視するものとする。
10. IUU 船舶リスト案及び/又は現行の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 及び NCNM は、事務局長に対し、CC 年次会合の少なくとも 6 週間前までに、パラグラフ 22 の記載に沿って適切に文書化された情報（リスト掲載された船舶が CCSBT 保存管理措置を弱体化させる方法で SBT を漁獲しなかったことを示すもの）を含め、何らかのコメントを通知するものとする。
11. パラグラフ 7 及び 10 に準拠して受領した情報に基づき、事務局長は、全てのメンバー及び CNM に対し、IUU 船舶リスト案及び現行の CCSBT の IUU 船舶リストを、パラグラフ 10 に準拠して提出された全ての適切に文書化された情報とともに、CC 会合文書として CC 会合の 4 週間前までに回章するものとする。
12. 全てのメンバー、CNM 及び関連する全ての NCNM は、事務局長に対し、CCSBT の IUU 船舶リストの設立に関連する可能性があるあらゆる追加情報をいつでも提出することができる。事務局長は、CC 年次会合の直前に、提供された全ての証拠とともに当該情報を回章するものとする。

CCSBT の暫定 IUU 船舶リスト

13. CC は、毎年、IUU 船舶リスト案及び現行の IUU 船舶リスト及びパラグラフ 7、11 及び 12 で言及された情報について検討するものとする。
14. CC は、旗国又は主体が以下について証明した場合、IUU 船舶リストから船舶を削除するものとする：
 - a) 当該船舶が、パラグラフ 3 に記載されたいかなる SBT の IUU 漁業活動にも参加していなかった、又は
 - b) 問題になっている SBT の IUU 漁業活動に対する効果的な行動（特に、起訴及び/又は適切な重度の制裁金の賦課など）がとられた。メンバー及び CNM は、それぞれの船籍を有する船舶による CCSBT 保存管理措置の遵守を促進するための全ての行動及び措置を報告しな

ればならない。

15. この検討を踏まえ、CCは以下を行うものとする：

- a) IUU 船舶リスト案及びパラグラフ 7、11 及び 12 に従って回章された証拠に関する検討を踏まえ、**付属書IIIIV**に準拠し、暫定 IUU 船舶リストを採択する。
- b) 現行の IUU 船舶リスト及びパラグラフ 10 及び 12 に従って回章された情報及び証拠の検討を踏まえ、CCSBT の現行 IUU 船舶リストから削除されるべき船舶がある場合には、これを拡大委員会に勧告する。

CCSBT IUU 船舶リスト

16. 拡大委員会は、その年次会合において、暫定 IUU 船舶リストに掲載された船舶に関する適切に文書化された全ての新たな情報、及び上記パラグラフ 15 に従って行われた CCSBT の現行 IUU 船舶リストの改正にかかる全ての勧告を考慮し、暫定 IUU 船舶リストをレビューするものとする。その後、拡大委員会は、CCSBT の新たな IUU 船舶リストを採択するものとする。

17. CCSBT の新たな IUU 船舶リストの採択に関して、CCSBT の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 及び NCNM は、以下を要請される。

- a) CCSBT の IUU 船舶リストへの船舶の掲載、及びパラグラフ 18 で言及されているように、CCSBT の IUU 船舶リストへの掲載から生じる結果を所有者に通知すること。
- b) これらの IUU 漁業活動を根絶するため、必要であればこれらの船舶の登録又は漁業許可の取消しも含め、全ての必要な措置をとること。また、この点においてとった措置を拡大委員会に対して情報提供すること。

18. メンバー及び CNM は、適当な法律及び規制、国際法及び各メンバー/CNM が国際的に負っている義務に基づき、全ての必要かつ差別的でない以下の措置をとるものとする。

- a) 当該船舶にかかる一切の SBT 漁業許可の解除又は取消し、又は旗国の国内法及び規制に基づく代替的な制裁を賦課すること。
- b) 旗を掲げた漁船が、CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶との漁獲加工のオペレーションへの関与またはあらゆる洋上転載への参加及び共同操業など、いかなる支援も行わないよう確保する

こと。

- c) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶が、水揚げ、転載、給油、補給又は港でのいかなる取引も許可されないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。
 - d) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、検査及び/又は効果的な取締り活動に目的を限定して入港が許可された船舶を除き、入港することのないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。
 - e) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶が、その許可に基づき用船されることのないよう確保すること。
 - f) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、その国旗を掲揚しないよう確保すること。ただし、当該船舶の所有者が替わり、新所有者が、旧所有者又は漁労長と法的、利益上又は金銭的に関わりがない、又は支配下でないことを証明する十分な証拠を提出した場合、又は旗国もしくは CNM が、関連する全ての事実を考慮して、当該船舶が旗を掲揚することが IUU 漁業にはつながらないと判断した場合を除く。
 - g) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶からの SBT が、水揚げされ、畜養され、転載され及び/又は国際的及び/又は国内的に取引されることのないよう確保すること。
 - h) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶からの SBT にかかる虚偽の CDS 文書及び/又は虚偽の輸入/輸出証明を調査し、管理し、防止することを目的として、全ての適切な情報を収集し、他のメンバー及び CNM と交換すること。
19. 事務局長は、全ての適切な機密性要件に適合させつつ、CCSBT ウェブサイトへの掲載といった電子的な手段を通じて、CCSBT により採択された CCSBT の IUU 船舶リストを周知徹底するために必要なあらゆる措置をとるものとする。また、事務局長は、適当な地域漁業管理機関に対し、IUU 漁業を防止、抑止、根絶するための CCSBT とこれらの機関との協力の促進を目的として、CCSBT の IUU 船舶リストを通知するものとする。

相互掲載

20. 拡大委員会は、拡大委員会による合意に従い、状況に応じて、他の全てのまぐろ類地域漁業管理機関及び関連する機関の IUU 船舶リストとの相互掲載を検討することができる。

貿易措置/制裁

21. メンバー及び CNM は、旗国又は主体及び沿岸国又は主体の適当な WTO 上の義務を含む国際法に合致した適切な措置をとる権利を侵害することなく、パラグラフ 7 及び 15 に基づき一時的に IUU 船舶リスト案及び暫定 IUU 船舶リスト案に掲載された船舶、又はパラグラフ 14 又は 16 又は 22-26 に基づき IUU 船舶リスト案、暫定 IUU 船舶リスト案又は現行の IUU 船舶リストから既に削除された船舶に対し、そうした船舶が SBT の IUU 漁業活動に関与していたことを理由に、一方的な貿易措置又はその他の制裁措置をとってはならない。

CCSBT の IUU 船舶リストからの削除

22. CCSBT の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 又は NCNM は、遵守委員会を通じて、又は休会期間中のいつ何時でも以下を証明する適切に文書化された情報を事務局長に提出することにより、リストからの船舶の削除を要請することができる。
- a) 当該船舶に全ての CCSBT 保存管理措置を遵守させる措置が導入されている。
 - b) 当該船舶、特に当該船舶による SBT 漁業活動のモニタリング及び管理に関する責任を有効に果たし続ける責務を負う。
 - c) 以下のうち 1 つ以上。
 - i) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶により行われた SBT の IUU 漁業活動に対する効果的な措置（起訴又は適切な重度の制裁金の賦課等）がとられている。
 - ii) 当該船舶の所有者が変更され、新所有者が、旧所有者と法的、金銭的に又は当該船舶の所有権又はこれの管理権の行使について何ら関係がないこと、及び新所有者が SBT の IUU 漁業活動に関与していないことを証明できる。
 - iii) SBT の IUU 漁業活動を行った船舶に関する件について、最初に当該船舶のリスト掲載を提起したメンバー/CNM 及び関連する旗国又は主体が納得して解決される。
23. パラグラフ 22 に従って受領した情報に基づき、CCSBT の事務局長は、削除要請の通知から 15 日以内に、各メンバーに対して、全ての補助的な情報とともに当該削除要請を電子的に通知するものとする。
24. 拡大委員会の各メンバーは、船舶を削除するための要請を調査するとともに、パラグラフ 23 に記載された事務局長の通知から 21 日以内に、事務局長に対して、当該船舶を CCSBTIUU 船舶リストから削除するか

又は掲載したままにするかに関する結論を文書で通知するものとする。船舶の削除要請にかかる休会期間中の全ての決定は、みなまぐる保存委員会手続き規則の規則 6(5)に従って決定されるものとし、返答がない場合は要請を支持したものと見なされる。

25. 事務局長は、全てのメンバー及び CNM 及び CCSBT の IUU 船舶リストから船舶の削除を要請した全ての NCNM に対し、決定の結果を連絡するものとする。
26. メンバーが CCSBT の IUU 船舶リストからの船舶の削除に合意する場合、事務局長は、CCSBT のウェブサイト上で公開されている CCSBT の IUU 船舶リストから関連する船舶を削除するために必要な措置をとるものとする。さらに、事務局長は、適当な地域漁業管理機関に対し、当該船舶の削除の決定を通知するものとする。
27. メンバーが CCSBT の IUU 船舶リストからの削除要請に合意しない場合、当該船舶は、遵守委員会におけるさらなる検討に付されるものとし、事務局長は、メンバー、CNM 及び削除要請を行った全ての NCNM に対してその旨情報提供するものとする。

付属書 I : CCSBT の IUU 船舶リストの定義

全ての CCSBT の IUU 船舶リストの様式は、**付属書 IIIIV** に従わなければならない。

CCSBT の IUU 船舶リスト案

このリストは、パラグラフ 7 に従い、また、メンバー及び CNM から、SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式 (**付属書 II III**) により提出された情報及び当年及び/又は前年中に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測される船舶に関するその他全ての適切に文書化された情報に基づき、事務局長により作成される。その後、このリストは、遵守委員会により毎年精査される。

CCSBT の暫定 IUU 船舶リスト

このリストは、IUU 船舶リスト案から作成される。

このリストは、遵守委員会が IUU 船舶リスト案の検討を完了し、関連する証拠が回章され、及びリスト案に対する全ての適切な改正が行われた時に作成される。

現行の CCSBT の IUU 船舶リスト

このリストは、合意された暫定 IUU 船舶リストと、現行の CCSBT の IUU 船舶リストを組み合わせられた検討により作成される。

拡大委員会は、その年次会合において、暫定リストに掲載されている船舶に関する全ての新たな適切に文書化された情報、及び CC により作成された現行の CCSBT の IUU 船舶リストにかかる全ての修正勧告を考慮し、暫定 IUU 船舶リストをレビューする。このプロセスは、拡大委員会により合意及び採択された CCSBT の IUU 船舶リストを、現行の CCSBT の IUU 船舶リストとするためのものである。

現行の CCSBT の IUU 船舶リストは、パラグラフ 20 に基づく他の RFMO との相互掲載による追加及び/又は削除、又はパラグラフ 22 から 27 に基づくメンバー/CNM/NCNM からの要請を通じて、休会期間中に改正され得る。

付属書 II : CCSBT の禁止された又は非遵守漁具リスト

以下の漁具の種類は、CCSBT の保存管理措置に関して使用を禁止された漁具、又は非遵守漁具と見なされる。

1. 禁止された又は非遵守漁具の種類

a) 大型流し網¹

¹ 「大型流し網」とは、海面又は海中を漂流させることにより魚を巻き込み、刺し又は絡ませるための全長 2.5 キロメートル以上の刺網又はその他の網の組み合わせとして定義される。

| 付属書ⅡⅢ：SBT違法活動に関するCCSBT報告様式

1.船舶の詳細

- a 現在の船名（もしあれば、旧船名）
- b 現在の旗（もしあれば、旧旗）
- c 最初にCCSBTのIUU船舶リストに掲載された日付（該当する場合）
- d ロイド、IMO及びUVI番号（可能な場合）
- e 写真（もしあれば）
- f コールサイン（もしあれば、旧コールサイン）
- g 所有者/受益権所有者（もしあれば、旧所有者）、及び所有者の登録地（もしあれば）
- h 操業者（もしあれば、旧操業者）
- i 船長/漁労長の氏名及び国籍
- j SBTのIUU漁業活動が疑われる日付
- k SBTのIUU漁業活動が疑われる位置（可能な限り正確に特定）²（可能な場合）
- l SBTのIUU活動の疑いの概要（詳細はセクション2を参照）
- m SBTのIUU漁業活動に関して実施されたと考えられる全ての措置の概要
- n 実施された措置の結果

²緯度/経度、地理的な位置の名称及び/又は CCSBT 統計海区番号等が考えられる。

2. CCSBT 決議事項違反の詳細

決議のパラグラフ 3 の各事項について、これに違反した場合は「X」を記入し、日付、位置及び情報源といった詳細情報を提供する。追加情報は、必要に応じて別紙として提供できる。また、セクション 3 の下に列記できる。

参照 パラ	SBTのIUU漁業活動	記載
3a	SBTを漁獲したが、メンバー又はCNMによりSBTを漁獲することを許可されていない	
3b	SBTの漁獲又はCCSBT報告要件に基づく漁獲関連データを記録及び/又は報告していなかった、又は虚偽の報告を行った	
3c	CCSBT保存管理措置を弱体化させるような、禁止された又は非遵守漁具を使用した	
3d	CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている補給船又は給油船への転載又は共同操業に参加した、又は	
3e	沿岸国又は主体の管轄水域で許可なく及び/又はSBT漁業に直接的に関連する法律及び規制の重大な違反を犯し、そうした船舶に対する措置を執るための沿岸国又は主体の主権を侵害することなくSBTを漁獲した	
3f	転載、補給又は給油、その他全てのCCSBTの保存管理措置に反するSBT漁業活動に従事した	

3. 関連文書

関連する添付書類（乗船報告書、裁判記録及び写真等）をここに列記すること。

付属書IIIIV：全てのCCSBTのIUU船舶リスト（案、暫定及び現行）に含まれるべき情報

案、暫定及び現行のCCSBTのIUU船舶リストは、可能であれば、以下の詳細を含むものとする。

- i) 船舶の名称及びもしあれば旧名称
- ii) 船舶の旗及びもしあれば旧旗
- iii) 船舶の所有者及びもしあれば旧所有者（受益権所有者を含む）、及び所有者の登録地（もしあれば）
- iv) 船舶の操業者及びもしあれば旧操業者
- v) 船舶のコールサイン及びもしあれば旧コールサイン
- vi) 可能な場合、ロイド/IMO及びUVI番号
- vii) 可能な場合、船舶の写真
- viii) 当該船舶が最初にCCSBTのIUU船舶リストに掲載された日付
- ix) 当該船舶のリスト掲載を正当化する活動の概要及び全ての関連する補助文書及び証拠
- x) もしあれば、当該船舶のすべての関連する現認の日付及び位置
- xi) 当該船舶により行われたCCSBT保存管理措置に違反する全ての関連活動の概要（もしあれば）